

2019年度  
京都ブランド海外展開助成金  
交付要綱(案)

(趣旨)

第1条

京都商工会議所(以下、「本所」)は、京都ブランド海外展開助成金選考委員会(以下、「本委員会」という。)を設置し、京都の知恵を生かしたものづくり技術やコンテンツ、サービス等を広く海外に発信し、京都ブランドの価値向上や海外販路開拓等に資する事業に対して、京都ブランド海外展開助成金(以下、「本助成金」という。)を交付する。

(助成対象事業)

第2条

- 1 助成の対象となる事業は、前条の趣旨に則り、本所会員企業であり、京都市内に事業所を有する中小企業者が行う事業とする。
- 2 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する者をいい、次の場合に該当する者については対象外とする。
  - ①いわゆる「みなし大企業」に該当する場合  
次のいずれかに該当する場合  
ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している。  
イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している。  
ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている。
  - ②不正経理・受給及び税の滞納等がある場合

(助成対象期間)

第3条

2019年4月1日(月)から2020年2月29日(土)までの間に実施し、終了する事業を助成の対象とする。

(助成対象経費)

第4条

本助成金の交付の対象となる経費は、次の通りとする。但し、補助金等の交付を受けている場合は、その額を控除する場合がある。

- ①旅費(渡航費含む)
- ②滞在費
- ③会場費(会場装飾費含む)
- ④通信運搬費
- ⑤雑役務費(アルバイト等賃金)
- ⑥印刷製本費
- ⑦広告宣伝費
- ⑧委託費
- ⑨その他事業の実施に必要なものとして本委員会が認める経費

(助成金総額・助成率)

第5条

- 1 助成金の総額は、200万円とする。
- 2 第8条の規定により採択された事業1件あたりの助成金の額は100万円以内とし、助成率は2分の1以内とする。

(申請受付期間)

第6条

本助成金の申請の受付期間は、2019年4月23日(火)から5月17日(金)までとする。

(申請手続き)

第7条

- 1 本助成金を申請しようとする事業者等は、所定の申請書を提出するものとする。
- 2 本助成金申請期限までに独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)が展開する「新輸出大国コンソーシアム」ハンズオン支援への申し込みを完了することを必須とする。
- 3 本所非会員である事業所等については、応募期間内までに本所入会申込書の提出をもって本助成金にも申請できるものとする。

(審査対象企業、審査及び選考)

第8条

審査対象企業は、本助成金に申請し、かつ独立行政法人日本貿易振興機構(以下、「ジェトロ」)が展開する「新輸出大国コンソーシアム」ハンズオン支援に採択された企業とする。本助成金に係る選考は、本委員会委員により行う。事業の効果等を勘案したうえで、第5条に定める助成金総額の範囲内で、助成金を交付する事業を採択する。

(事業計画の変更等)

第9条

事業を採択された事業者等は、事業計画を変更し、又は廃止しようとするときは、事前に所定の申請書を提出し、京都ブランド海外展開助成金選考委員会の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(実績報告)

第10条

- 1 助成の対象となった事業の実績報告は、所定の様式によるものとし、当該事業の完了後15日以内に提出しなければならない。
- 2 本助成金採択企業については、最長3年間にわたり本所ならびにジェトロの依頼に応じて、海外での売上報告等を含め、海外展開の状況について報告しなければならない。

(その他)

第11条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

以 上